

ご存じですか？ 家屋調査

市内の家屋について 公平で適正な課税を行うために調査を実施しています

固定資産税は、市民税とともに、公共サービスを提供するための重要な財源の一部ですので、協力をお願いします。

🏠 課税対象になる基本的な要件は 3 つ

- 1 土地に定着している
- 2 屋根・壁がある
- 3 居住・貯蔵等用途性がある

🏠 こんな調査をしています

- ▷ 建築中の家屋や解体中の家屋がないかを調査します。
- ▷ 課税の情報と現況を比較して、課税されていない家屋や、すでに取り壊しされている家屋を確認します。

🏠 家屋のよくある質問 Q & A

Q 市から調査依頼の手紙が届きました。

A 現地で外観調査を行ったあと、より詳しい調査に協力をお願いする案内文を送付することがあります。

Q 自分で建てた簡易なプレハブ倉庫でも固定資産税がかかりますか。

A 簡易な建物でも登記が可能であると判断できれば、課税対象となります。なお、カーポートは登記ができないため、課税対象外です。

Q 建築確認申請が不要ならば固定資産税はかからないと聞きました。

A 課税になる場合があります。母屋を増築した場合は、基本的に課税対象となります。

《問合せ》 税務課 ☎21-9046

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して

DVD「認知症とともに」と 「認知症ガイドブック」(改訂版)を作成しました

🍃 DVD「認知症とともに」

皆さんに認知症を知ってもらうため、DVD「認知症とともに」を作成しました。「認知症ってどんな病気?」「最近気になる人がいるけど、何ができるかな?」そんな疑問や、本人や家族が感じていること、地域づくりのヒントなどを、分かりやすく紹介しています。



コミュニティ、行政区、各団体などに DVDを貸し出します

希望により保健師等による講話も行います。

▶ 内容 認知症の種類や特徴。当事者が感じていること。当事者の立場に立つなど(1時間程度)

講師：認知症疾患医療センター副センター長(医師) 三木寛隆さん

但馬長寿の郷作業療法士 中野裕貴さん

▶ 申込み 高年介護課に電話

🍃 認知症あんしんガイドブック

認知症相談センター等での相談の際に、認知症の進行や、医療・介護・福祉サービスの内容説明などに活用している「認知症あんしんガイドブック」を改訂しました。

受診の際や、認知症の方への関わり方のポイントなどを掲載しています。地域包括支援センター、高年介護課および各振興局に置いています。

認知症の相談や認知症あんしんガイドブックの問合せは、地域包括支援センターまたは高年介護課までお願いします。

市ホームページにも掲載しています



《問合せ》 高年介護課 ☎29-0055



6月から 児童手当制度が一部変更になります

特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます

今年6月分の児童手当等(10月支給分以降)から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、特例給付は支給されません。該当者には、別途資格事由消滅通知書を送付します。※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、注意してください。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

現況届の提出が原則不要になります

毎年6月に提出していた現況届が令和4年度分から原則不要になります。

ただし、一部の受給者は例年どおり現況届の

提出が必要です。対象者には別途現況届をお送りしますので、期日までに提出してください。



次の変更があった方は市に届け出てください

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※手続きが遅れた場合、手当を支給できない月が発生したり、支給した手当の返還が生じる可能性があります。支給できない月が発生した場合、さかのぼっての支給はできません。

《問合せ》市民課 ☎21-9015

避難訓練コンサート2022

もしも、コンサート中に地震が起きたら

市民会館では、陸上自衛隊第3音楽隊・福知山酒呑鬼太鼓を招き、演奏中に地震が起こったと想定して、避難訓練を兼ねたコンサートを行います。※訓練終了後は、席に戻って演奏を楽しんでください。

▼日時 7月18日(月・祝)
午後1時30分開演(午後0時30分開場)

▼出演 陸上自衛隊 第3音楽隊・福知山酒呑鬼太鼓

▼会場 市民会館文化ホール

▼料金 無料

※入場整理券が必要です。

▼座席 全席指定

▼入場整理券の申込方法
下記見本のとおり記入し、6月26日(日)必着で、往復はがきで申し込んでください。(小学生以上、4人まで)

※応募者多数の場合は抽選。結果は返信はがきで発表

▼一時保育 7月6日(水)までに申し込んでください。

※1歳以上の就学前幼児対象

《問合せ》市民会館
☎2310255

往信おもて

〒668-0046
往信
豊岡市立野町
20番34号
豊岡市民会館
「避難訓練コンサート」係

返信うら

白紙のまま送ってください。
※抽選結果を記入します。

返信おもて

返信
参加申込代表者の
・郵便番号
・住所
・氏名

往信うら

鑑賞を希望する方全員の
・住所
・氏名
・年齢
・電話番号
※最大4人まで

